

# 令和 5 年度 歳末たすけあい贈呈金配分申請のご案内

贈呈方法  
が変わります

毎年、市民の皆さまからお寄せいただく「歳末たすけあい募金」の浄財は、新たな年を迎える時期に、在宅で支援を必要としている世帯に対して贈呈金として配分しております。令和 2 年度以降新型コロナウイルス感染予防のため口座振込で贈呈しておりましたが、**今年度は、コロナ禍前の贈呈方法に戻し、地区の民生委員、児童委員を通じてお届けいたします。**贈呈金を希望される方は、申請が必要となりますので、期日までにすべての内容をご確認の上、申請してください。

## 1. 配分対象となる世帯について ※ 対象年齢は、令和 6 年 3 月 31 日現在

- 1 満 75 歳以上のひとり暮らし高齢者で、**市民税非課税世帯**  
(但し、同一敷地内での別棟や隣家に身内の方がいる方や同一世帯において世帯分離登録している方は除く)
- 2 満 19 歳以上の障がい者（身体障がい者手帳 1・2 級、療育手帳㊦・A、精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級）のいる世帯で、**世帯全員が市民税非課税世帯**
- 3 満 18 歳以下で障がい児（身体障がい者手帳 1・2 級、または療育手帳㊦・A）
- 4 交通事故により、父母もしくは養父母の一方または双方が亡くなられた 18 歳以下（高校 3 年生まで対象）の交通遺児
- 5 準要保護（教育委員会より準要保護児童・生徒認定され、就学援助を受給している）世帯で中学生以下の生徒・児童（保護者・未就学児も含む）

※次の①～③は対象外とする

- ①生活保護世帯 ②施設入所者児 ③3カ月以上入院（入所）者児



## 2. 申請書の提出について

### 提出書類

- 1 令和 5 年度歳末たすけあい贈呈金配分申請書・同意書  
(社協だより 10/10 号又はホームページよりダウンロード)
- 2 障がい児・者は、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のコピー※1  
(※1 氏名・等級が分かる部分)
- 3 交通遺児は、「交通遺児状況調査票※2」(※2 社協窓口配布又はホームページよりダウンロード)
- 4 準要保護世帯は、「教育委員会発行：準要保護児童・生徒認定通知書」のコピー



申請期限(令和 5 年)

**11 月 10 日(金)消印有効**

申請期限を過ぎたものは  
受付できませんので

ご注意ください！！

### 提出方法

上記申請書類等を 11 月 10 日(金)までに、下記事務局へ郵送又は、窓口(受付時間：日曜日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分)にて提出してください。

## 3. 贈呈金配分について

- ①申請締切後、審査をおこない、非該当の方のみ通知をお送りします。
- ②贈呈金額は、今年度の歳末たすけあい募金額により決定します。
- ③贈呈は、12月中旬以降に、地区担当民生委員・児童委員を通じてお配りします。

## 4. その他

身体がご不自由などの理由で、ご自分で申請することが困難な場合は、右記社会福祉協議会、もしくはお住まいの地区の民生委員・児童委員にご相談下さい。

守谷市民生委員・児童委員



## 5. 申請書の提出・問合せ先

(きりとり線：郵送の際に宛名としてお使い下さい。)

〒302-0116 守谷市大柏 954-3

守谷市社会福祉協議会 宛

電話 0297-45-0088

※ファックスでの受付は行いません

添付書類  
の確認をし  
ました。  
(チェック)

